

羅針盤

日本の高い介護技術力をアジアへ

松田晋哉

2024年6月21日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。これにより技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度の見直しが行われ、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする外国人人材の育成就労制度が創設された。

この制度では、日本での3年間の就労を通じて特定 技能1号水準の技能を有する人材を育成し、当該分野 における人材を確保することをめざす。「技能移転によ る国際貢献」という建前ではなく、労働者として受け入 れるという方針を明確にしたことは評価されてよいだ ろう。

介護分野における外国人人材の確保は日本だけでなく欧米諸国や韓国、台湾でも問題となっている。これらの国、特に欧米諸国では、労働者としての権利を意識した就業政策という点で、日本よりも数歩先を行っている。例えば、ドイツはアジアのいくつかの国に、ドイツ語で看護教育を行う専門学校を設立しており、その卒業生は、ドイツで他の看護師と同一の処遇で働くことが保証されている。

これまでの日本の姿勢は、できれば短期間、安い賃金で働いてくれる外国人介護従事者を確保したいというものであったことは否めない。このような姿勢は、アジア諸国から見透かされている。その意味でも、今回の改正で労働者として受け入れるという方針を明確にしたことは適切な判断である。

ここで問題になるのは、介護福祉士は日本独自の資格であり、フランスのaide soignante (看護助手) などを除くと、諸外国にはほとんどないことである。特にアジア諸国において、同様に資格がある国はない。筆者は

以前、医療情報の分析技術の研修でアジアのある国に派遣されたことがある。その際に、派遣先の国の元保健大臣から「日本の介護保険制度は素晴らしいが、我々は政策的な失敗と考えている。なぜならば、財政的に持続可能とは思えないからだ。わが国が介護保険制度のようなものをつくることはないだろう」と言われたことがある。国民の平均年齢が若く、大家族が主体のその国では、まだ高齢者の介護問題が顕在化していないことによる発言と思われるが、介護福祉士のような国家資格をその国がつくることはないだろう。それ以前の問題として、看護師やセラピストが圧倒的に不足しているからである。

従って、外国人介護従事者の確保に関しては、育成就労制度とは別に、アジア諸国の看護師やセラピストに対して、日本の介護技術を学ぶ機会を設けるという枠組みがあってもよいと筆者は考えている。介護保険制度創設から24年の経験をとおして、日本の介護従事者の技術力は、非常に高いものになっている。それを標準化し、日本における研修を通じて、アジア諸国に普及させることは、日本の介護情報をベースに、介護行為およびその評価項目の国際的標準化を図ることにつながるのではないか。老健施設には、介護に関わる全職種が勤務している。しかも、この情報標準化の基盤となるLIFEに関しても、老健施設が最もデータを提出している。その意味でも、外国人介護従事者の育成、そして将来的には就業の場としての老健施設の役割は非常に大きいと考えている。

現在、筆者は介護行為に関する多言語対応の動画教材を開発している。すでに β 版は完成し、この10月に試行した。全老健関係者の方にも興味をもっていただければと思う。